

大和市告示第32号

大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月4日

大和市長 古谷田 力

大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱（平成19年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「救急患者等」を「、救急患者等」に改め、「受診した場合」の次に「又は認知症等による判断能力の低下、家族その他の養護者からの虐待等の理由により資力を直ちに活用できない状況において保険医療機関等を受診した場合」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。